

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高等職業訓練修了支援給付金の支給
根拠法令及び条項		母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第29条、第31条の9
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども家庭相談係
審 査 基 準	関係条項	新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第12条、第13条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(対象者) 修了支援給付金の支給を受けることができる者（以下「修了支援給付金対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、開始日から養成機関における修業が修了した日（以下「修了日」という。）までの間において、新座市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第4条各号に掲げる要件に該当しているものとする。この場合において、同条第4号中「訓練促進給付金」とあるのは「修了支援給付金」と読み替えるものとする。</p> <p>(支給額) 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 修了支援給付金対象者及び当該修了支援給付金対象者と同一の世帯に属する者の修了日の属する年度分（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税が課されていない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻指定しないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されていないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）</p> <p>50,000円</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者</p> <p>25,000円</p>
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成30年8月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）